

第71回 小松島市美術展

出展作品募集

小松島市美術展の出展作品を次のとおり募集します。
初心者歓迎です。多数の方のお申し込みをお待ちしています。

【主催】 小松島市美術協会

【会期】 5月1日(土)から5月3日(月)まで

午前9時から午後5時まで(但し5月3日は午後4時まで)

【会場】 小松島市中央会館

【種目】 日本画、水墨画、洋画、写真、彫刻、工芸、デザイン、書道

【出展申込】 出展料を添えて、4月10日(土)までにお申し込みください。(期日厳守)

【出展料】 500円

【作品搬入日】 4月30日(金)午後1時から(時間厳守)
(パネル組み立て・展示場所の割り振り・展示等をします。お手伝いください。)

【作品撤収日】 5月3日(月)午後4時より
(作品を撤収し、お持ち帰りください。)

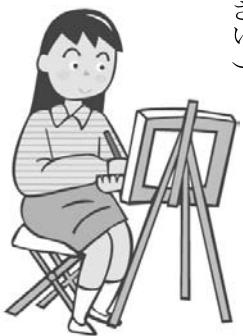
【お申し込み、お問い合わせ先】

〒773-0003

小松島市松島町5番6号
小松島市中央会館

電話&FAX 32・2030

※小松島市美術協会会員は従前のとおり、各部門担当者にお申込みください。



まちの美観を損なう

不法投棄は犯罪です!

生態系や日常生活に悪影響をおよぼす恐れがある不法投棄。

市では、悪質な不法投棄者は警察に通報しています。

また、捨てられたごみは、土地や建物の所有者などが処理しなければなりません。

悪質な場合は警察に通報

山林や空き地などにごみを捨てる不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、まちの美観を損なうだけでなく、悪臭や地下水の汚染などで地域の生態系や日常生活にも悪影響をおよぼす恐れがあります。

市では、不法投棄ができない環境づくりに取り組んでいます。

また、悪質な場合は警察に通報するなど厳しく対処しています。

不法投棄は、犯罪です。

法律では、不法投棄をした場合は、個人で5年以下の懲役か1千万円以下の罰金、またはこの両方に処せられ、法人で1億円以下の罰金に処せられます。

不法投棄を防ぐ環境づくり

不法投棄でごみを捨てられた土地や建物の所有者または管理者は、そのごみを自らの責任で処理しなければなりません。

日頃から土地や建物の管理には十分注意してください。

不法投棄を防ぐ方法

○管理者名を表示した看板などを設置する

○定期的に土地の様子を確認し、雑草を刈るなどの管理をする

○廻いや柵などを設置し、容易に侵入できないようにする

○不法投棄を誘う恐れがあるので、自分のごみなども放置しない

●不法投棄は、私たちの生活に密接に関係する問題です。

一人ひとりが不法投棄しないことはもちろん、不法投棄現場を目撃したら、車のナンバー等を警察に通報するなど、「不法投棄を許さない」意識を持ちましょう。不法投棄をなくすために、市民の皆さんのご協力をお願いします。

お問い合わせは、市生活環境課(市役所4階) 32・2147 または、市環境衛生センター(芝生町字花谷3番地 32・8290)まで。

